

保護者の皆様へ

色麻町教育委員会

## 令和8年度学校給食費について

本町教育行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の給食費について、食材等は物価高の影響により現在も高騰し続けておりますので、児童生徒の栄養摂取維持を考慮し、給食の一食単価については、前期課程は380円に、後期課程は460円といたします。

また、前期課程の給食費を「完全無償化」といたします。

国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」（いわゆる給食無償化）については、前期課程（小学校）において、国と県の交付金で不足する分は、町が独自に支援金として負担します。

一方、後期課程（中学校）の給食費については、無償化の対象外です。本来、給食の材料費は保護者納付金で賄うところですが、子育て支援の観点から、保護者負担額は2025年度の水準に据え置き、物価高騰分は支援金により町が負担します。

これまでの軽減措置は発展的に終了することとし、支援金という形で町が負担することとします。

町教育委員会では、これからも教育活動の一環として子どもたちのために給食の質や栄養価の維持に努めてまいります。

引き続き、安心安全で、「子どもたちの笑顔輝くおいしい給食」の提供に努めてまいりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 年間給食回数（回数の違いは学年により行事が異なるため）

学園 前期課程	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	187回	187回	187回	187回	185回	186回
学園 後期課程	7年	8年	9年			
	177回	177回	164回			

### 2. 一週間の給食種別

- ①米飯給食：4回（月・火・木・金曜日）
- ②パン給食：1回（水曜日）

### 3. 給食費の納付方法

前期課程児童については、無償化となるため口座振替は行いません。

後期課程生徒については、給食費の納入は口座振替の月払いとなります。口座振替申込書により登録された指定口座から5月から翌年2月の計10回で振り替えいたします。

振替口座の変更を希望される方は、教育総務課・給食センター・学園事務室に金融機関提出用の申込書を用意しておりますのでお申し出ください。

### 4. 給食費（材料代・牛乳・パン代等を含む）

#### ◆学園 前期課程（一食単価：380円 → 保護者負担0円）

	月払い		年間給食費	保護者負担
	5月～翌年1月	2月		
1～4年	国県交付金と町支援金を財源として、 保護者負担は無償化。			0円
5年				
6年				

※生活保護法に規定する教育扶助を受けている場合は、生活保護の法律に基づく支援が優先されます。

#### ◆学園 後期課程（一食単価：460円 → 保護者負担単価316円）

	月額		年間給食費
	5月～翌年1月	2月	
7年	5,700円	4,632円	55,932円
8年	5,700円	4,632円	55,932円
9年	5,700円	5,24円	51,824円

※生活保護法に規定する教育扶助を受けている場合は、生活保護の法律に基づく支援が優先されます。

#### ◆月払い日程

5/25(月)、6/25(木)、7/27(月)、8/25(火)、9/25(金)、10/26(月)、11/25(水)、12/25(金)、1/25(月)、2/25(木)

振替日は各月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となりますので、前日までに口座残高のご確認をお願いいたします。振替不能となりました際は納入通知書を送付いたしますので速やかに納入願います。

なお、ご不明な点は学校給食センターまでお問い合わせください。

また、内容は変更になる場合があります。

学校給食センター  
色麻町四竈字爪木町150番地  
電話：66-2551